

# 萩荘小学校 いじめ防止基本方針 ダイジェスト版

## 早期発見

早期発見のために

**担任**

- ・被害者からの相談
- ・周囲の子どもからの情報提供
- ・日常観察
- ・日常的相談活動

**教職員**

- ・日記、生活記録ノート等からの情報
- ・生活アンケートの実施（6、10、2月）
- ・定期的教育相談（6、10、2月）
- ・Q Uの実施
- ・教職員同士の情報
- ・保護者からの相談、申し立て

**学校外**

外部からの情報提供、通報

学校の感度を上げておく  
（二重、三重に）

いじめの情報

## 早期対応

上司への報告  
学校いじめ防止対策委員会

- 緊急会議開催
- ・情報の整理
  - ・「いじめ」かどうかの判断
  - ・対応方針の確認

組織としての対応

**1 いじめの事実確認（正確に 迅速に）**

- (1) 被害者からの聴き取り
- (2) 周囲の子等からの聴き取り
  - ・状況把握で事実を固める
  - ・聴き取りの役割分担
- (3) 加害者からの聴き取り
  - ・事実確認
  - ・事実をもって丁寧に聴き取る
  - ・自白の強要にならぬように

＜緊急会議＞

- ・全容の確認と対応方針の確認（誰が、いつ、何を）
- \*当該児童、当該保護者、場合によってはPTA会長等への対応を明らかにし、対応がちぐはぐにならないようにする。
- \*特に、被害者児童とその保護者には、丁寧に対応する。

＜市教委への報告＞

- ・まずはいじめの事実を一報（電話・口頭）
- ・一旦指導が済んだものは、A4版1枚で報告書提出
- ・市教委から指示の場合顛末報告書

**2 いじめへの指導**

- (1) 加害者への指導
  - 形式的謝罪にならないう、問題の本質を明らかにする。社会性の向上、人格の成長に主眼を置く。
- (2) 集団への指導
  - いじめは許されない行為であることを繰り返し指導。自分と他者の違いを認める集団へ。
- (3) 加害者保護者への対応
  - 事実説明、協力要請、助言
- (4) 被害者、保護者への対応
  - 事実説明、支援の決意・方針表明
- (5) その他
  - 懲戒の検討、観察、手段の確認 等

**3 重大事態の場合**

- (1) 教育委員会
  - ・教育委員会主体による調査（調査委員会設置）
  - ・被害児童生徒、保護者へ確認した事実を説明、今後の対応表明、実行
  - ・市長への報告
  - （附属調査機関設置）→（議会への報告）→（総合教育会議開催）
- (2) 犯罪の場合 警察への通報

被害者の安全確保

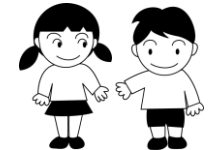
いじめのレベル（区分）について

区分	態 様	具体的手段等
I	・単発的、被害者・加害者の力関係未分化 ・特定されない個人と集団や1対1など ・周囲認識 なし →潜在的段階	・けんか ・いじわる ・〇〇ごっこなどの過激な遊び
II	・力関係一方向化 ・被害者・加害者が特定されつつあるが、単発的で短期間 ・周囲認識 半数 →兆候段階	・無視 ・悪質な悪口 ・嫌がらせ
III	・被害者・加害者がはっきり特定 ・日常化、集団化、長期化する ・腹痛、不眠などの身体症状 ・周囲認識 全員 →一般化段階	・物かくし ・仲間はずれ ・暴力的な扱い ・強要
IV	・ゲーム化、陰湿化、巧妙化 ・歯止めなくエスカレート ・身体症状が深刻化 ・不登校など ・周囲（担任も）容認 →無秩序段階	・暴行 ・脅迫 ・使いパシリ
V	・暴行など際限なく残忍化 ・無力感、絶望感などの極限状況 ・周囲認識 4層化（被害者）（加害者） （聴衆）（傍観者） →崩壊段階	・リンチ ・辱め ・残虐行為

## 未然防止

未然防止のために

- いじめ防止学校基本方針の共有・実行・見直し（毎年）
- 道徳教育・体験活動の充実
- PTAいじめ防止の啓発活動
- 児童会によるいじめ防止の取り組み
- 教職員いじめ防止研修会
- いじめ対策の学校評価



いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜萩荘小学校としての構え＞

- (1) いじめは、いつでもどの子にも起こりうる。
- (2) いじめは見ようと思って見ないと見つけにくい。
- (3) 「個を見守ること」と「集団を見守ること」の両面を大切にする。

＜いじめ未然防止の具体＞

- (1) 魅力ある学級・学校づくり
  - ・わかる授業の推進
  - 「わかった、できた」という達成感
  - ・規範意識、主体的判断力、自治力の育成
  - ・いじめ、暴力、差別や偏見を許さない指導
- (2) 生命や人権を大切にする指導の充実
  - ・自然や生き物とのふれあい、幅広い世代との交流等体験活動の充実
  - ・他を思いやる心、自律の心等、道徳の時間の確保と指導の充実
- (3) 自己指導力の育成
  - 自己存在感、共感的人間関係、相手を理解し、よりよく関わろうとする態度の育成、自己決定の場を与える等、すべての教育活動において自己指導力の育成を行う。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進
  - スマートフォン、通信型ゲーム機等の使い方についての指導を推進する。